

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和6年第4回 \*  
\* 柏原市議会定例会 \*  
\* 議会提出案件 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和6年12月20日)

# 目 次

令和6年12月20日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議員提出議案第3号	柏原市議会会議規則の一部改正について	1
議員提出議案第4号	柏原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	9
議員提出議案第5号	議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	13
意見書案第2号	再審法改正を求める意見書	16
意見書案第3号	性暴力救援センター・大阪の存続と体制整備を求める意見書	18

柏原市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年12月20日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	乾 一	⑩
賛成者	柏原市議会議員	大木留美	⑩
	〃	榊田和之	⑩
	〃	江村 淳	⑩
	〃	山口由華	⑩
	〃	新屋広子	⑩
	〃	峯 弘之	⑩
	〃	梅原壽恵	⑩
	〃	山本修広	⑩
	〃	橋本満夫	⑩
	〃	中村保治	⑩
	〃	鶴田将良	⑩
	〃	山下亜緯子	⑩
	〃	奥山 涉	⑩
	〃	大坪教孝	⑩

議員提出議案第 3 号

柏原市議会会議規則の一部改正について

柏原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

## 柏原市議会規則第 号

### 柏原市議会会議規則の一部を改正する規則

柏原市議会会議規則（昭和57年柏原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第160条」を「第160条～第162条」に改める。

第2条中「疾病、出産その他」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の」に、「により」を「のため」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第8条第1項中「午前9時」を「午前10時」に改め、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条を次のように改める。

（投票）

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第30条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条の見出しを「(委員長及び少数意見者の報告)」に改め、同条第1項中「調査した」を「調査をした」に改める。

第39条中「又は」を「、又は」に改める。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第4項中「順序」を「順位」に改める。

第53条ただし書中「まで」を「までは」に改める。

第54条第2項中「発言」を「、発言」に改める。

第66条中「付ける」を「付する」に改める。

第76条第2項中「させた」を「された」に改める。

第76条の4中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第77条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「議長が定める方法により」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって」に改める。

第78条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第80条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第83条中「疾病、出産その他」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の」に、「により」を「のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第92条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第109条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第117条の見出しを「(答弁書の配付)」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる」に改める。

第119条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第130条第2項中「可決」を「否決」に改める。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第131条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第133条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第133条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第133条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第135条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第136条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第137条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第142条を次のように改める。

(決定の通知)

第142条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第153条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第153条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第158条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第160条を第162条とし、第9章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第160条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示を

- する場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
  - 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第78条、第132条第1項及び第133条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
  - 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
  - 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。

この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第161条 この規則の規定（第27条第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

柏原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年12月20日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	乾	一	印
賛成者	柏原市議会議員	大木	留美	印
	〃	榊田	和之	印
	〃	江村	淳	印
	〃	山口	由華	印
	〃	新屋	広子	印
	〃	峯	弘之	印
	〃	梅原	壽恵	印
	〃	山本	修広	印
	〃	橋本	満夫	印
	〃	中村	保治	印
	〃	鶴田	将良	印
	〃	山下	亜緯子	印
	〃	奥山	渉	印
	〃	大坪	教孝	印

議員提出議案第4号

柏原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

柏原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定する。

令和6年12月20日提出

柏原市条例第 号

柏原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、柏原市議会議員（以下「議員」という。）が柏原市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における柏原市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正

があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年12月20日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	乾	一	印
賛成者	柏原市議会議員	大木	留美	印
	〃	江村	淳	印
	〃	山口	由華	印
	〃	新屋	広子	印
	〃	橋本	満夫	印
	〃	中村	保治	印
	〃	山下	亜緯子	印
	〃	奥山	渉	印
	〃	大坪	教孝	印

議員提出議案第5号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月20日提出

柏原市条例第 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年柏原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。

意見書案第2号

再審法改正を求める意見書

上記の議案を柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年12月20日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	橋本満夫	印
	〃	中村保治	印
	〃	鶴田将良	印
	〃	乾 一	印
賛成者	柏原市議会議員	大木留美	印
	〃	榊田和之	印
	〃	江村 淳	印
	〃	山口由華	印
	〃	新屋広子	印
	〃	峯 弘之	印
	〃	梅原壽恵	印
	〃	山本修広	印
	〃	山下亜緯子	印
	〃	奥山 涉	印
	〃	大坪教孝	印

## 再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の点について再審法を速やかに改正すべきである。

1. 再審請求手続における証拠開示の制度化
2. 再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止
3. 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

大阪府柏原市議会

意見書案第3号

性暴力救援センター・大阪の存続と体制整備を求める意見書

上記の議案を柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年12月20日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	橋本満夫	印
	〃	中村保治	印
	〃	鶴田将良	印
	〃	乾 一	印
賛成者	柏原市議会議員	大木留美	印
	〃	榊田和之	印
	〃	江村 淳	印
	〃	山口由華	印
	〃	新屋広子	印
	〃	峯 弘之	印
	〃	梅原壽恵	印
	〃	山本修広	印
	〃	山下亜緯子	印
	〃	奥山 涉	印
	〃	大坪教孝	印

## 性暴力救援センター・大阪の存続と体制整備を求める意見書（案）

性暴力救援センター・大阪SACHICO（以下「SACHICO」という。）は、病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。

受けてきた電話相談件数52,198件、来所のべ件数14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

このように必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の業務を行いつつSACHICOでの診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられてきた状態である。医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関がすべてを負担することは困難な事態となっている。SACHICOは2025年3月末を目処に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない事態になる。

また、これまでSACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいとされている。

よって、本市議会は、以下の項目について早急に対処するよう強く要望する。

1. 2025年3月末以降も性暴力救援センター・大阪の体制整備を図り、将来的にも持続可能なワンストップセンター機能を維持すること。
2. ワンストップセンターについて、フォローアップの取れる相談体制とし、複数の拠点を置き、官民間問わず医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

大阪府柏原市議会